

○職務に専念する義務の免除の取扱いについて

(平成10年3月11日岡人委第230号通知)

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和28年岡山県人事委員会規則第10号）第2条第5号の規定により、次の場合、平成10年4月1日から職務に専念する義務を免除することができることとしたので通知します。

記

母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査により妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるとき、当該職員が適宜休息し、又は補食する場合。ただし、正規の勤務時間の始めから連続する時間若しくは終わりまで連続する時間又は他の規定により勤務しないことを承認している時間に連続する時間以外の時間に限る。